南スーダン国際平和協力業務実施計画

［平成23年11月15日
閣議決定］

変更　平成23年12月20日
平成24年10月16日
平成25年10月15日
平成26年10月21日
平成27年2月10日
平成27年8月7日
平成28年2月9日
平成28年3月22日
平成28年10月25日
平成28年11月15日
平成29年3月24日
平成29年6月1日
平成30年2月16日
平成30年5月18日
令和元年5月17日
令和2年5月22日
令和3年5月21日
令和4年5月20日
令和5年5月12日
令和6年4月19日
令和6年6月21日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、南スーダンにおける国際連合平和維持活動のため、国際平和協力業務を実施することとし、別冊のとおり、南スーダン国際平和協力業務実施計画を定める。

（別冊）

１　基本方針

南部スーダン独立前のスーダンにおいては、１９８３年以降、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍（ＳＰＬＭ／Ａ）との間で２０年以上にわたり武力紛争が続いていたが、２００５年１月、両者は「南北包括和平合意」（以下「ＣＰＡ」という。）に署名し、武力紛争が終結した。国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、２００５年３月に決議第１５９０号を採択し、ＣＰＡの履行の支援等を任務とする国際連合スーダン・ミッション（以下「ＵＮＭＩＳ」という。）を設立した。

２０１１年１月、ＣＰＡの履行の一環として、ＵＮＭＩＳの支援も受けて、南部スーダンの独立の是非を問う住民投票が実施され、有効投票総数の約９９％が南部スーダンのスーダンからの分離を支持する結果となった。同年２月、スーダン政府は、大統領令を発出し、この結果を受け入れた。同年７月９日、南スーダン共和国が独立し、ＵＮＭＩＳはその活動を終了した。

一方、南スーダン共和国が効果的かつ民主的に統治されるとともに、同国が近隣国と良好な関係を確立する能力を強化することが必要であることから、同年７月８日、安保理は決議第１９９６号を採択し、平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築の支援を任務とする国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「ＵＮＭＩＳＳ」という。）の設立を決定し、同月９日、ＵＮＭＩＳＳを設立した。

このような状況の下、国際連合から我が国に対し、ＵＮＭＩＳＳへの要員の派遣について要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、ＵＮＭＩＳＳの活動期間において、南ス

ーダン国際平和協力隊を設置し、司令部業務分野における国際平和協力業務及び当該業務を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成４年法律第７９号。以下「国際平和協力法」という。）第３条第１号ロに規定する武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び国際平和協力法第６条第１項第１号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

２　南スーダン国際平和協力業務の実施に関する事項

（１）国際平和協力業務の種類及び内容

ア　国際平和協力法第３条第５号ネに掲げる業務のうち人事及び教育訓練に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務であって、ＵＮＭＩＳＳ軍事部門司令部において行われるもの

イ　国際平和協力法第３条第５号ネに掲げる業務（同号ツに掲げる業務の実施に必要な調整に係るものに限る。）並びに同号ナに掲げる業務として南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成２３年政令第３４５号。以下「設置等政令」という。）第２条第２号（調整に係るものに限る。）、第３号及び第４号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、ＵＮＭＩＳＳ軍事部門司令部において行われるもの

ウ　国際平和協力法第３条第５号ネに掲げる業務のうちデータベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう

に体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理に係る国際平和協力業務であって、ＵＮＭＩＳＳ統合ミッション分析センターにおいて行われるもの

エ　国際平和協力法第３条第５号ネに掲げる業務（同号タ、レ及びツに掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係るものに限る。）並びに同号ナに掲げる業務として設置等政令第２条第１号及び第２号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、ＵＮＭＩＳＳミッション支援部において行われるもの

オ　アからエまでに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する南スーダン国際平和協力隊との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

アからオまでに掲げる業務は、国際平和協力法第２条第２項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

（２）派遣先国

南スーダン共和国とする。

ただし、ウガンダにおいて（１）に掲げる業務を行うことができる。

（３）国際平和協力業務を行うべき期間

平成２３年１１月１８日から令和７年６月３０日までの間

（４）南スーダン国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア　規模及び構成

（ア）（１）アに掲げる業務に従事する者

自衛官　２名（ただし、人員の交替を行う場合は４名）

（イ）（１）イに掲げる業務に従事する者

自衛官　１名（ただし、人員の交替を行う場合は２名）

（ウ）（１）ウに掲げる業務に従事する者

自衛官　１名（ただし、人員の交替を行う場合は２名）

（エ）（１）エに掲げる業務に従事する者

自衛官　２名（ただし、人員の交替を行う場合は４名）

（オ）（１）オに掲げる業務に従事する者

（１）オに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者　３名（ただし、人員の交替を行う場合は６名）

（カ）国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、（ア）から（オ）までに掲げる者のうち１名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ　装備

南スーダン国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに（１）に掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

（５）関係行政機関の協力に関する重要事項

ア　関係行政機関の長は、本部長から、（１）に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を南スーダン国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員を南スーダン国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ　外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ　関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ　関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じな

い限度において、当該協力を行うものとする。

（６）その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

ア　国際平和協力業務が行われる期間中において、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされている場合であっても、安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難と認められる場合には、国家安全保障会議における審議の上、南スーダン国際平和協力隊を撤収する。

イ　本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。